

門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会（一次審査）会議録

会議名称	門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会（一次審査）
開催日時	平成31年2月1日（金）午前10時00分～午前11時50分
開催場所	門真市役所本館2階 大会議室
出席者	（委員長）久保委員長 （副委員長）満永副委員長 （委員）畑山委員、河合委員、寺西委員【出席人数5人／全5人中】 （事務局）三村学校教育課長、牧菌社会教育課長、森井社会教育課長補佐、今井学校教育課副参事、山下社会教育課主査、松本社会教育課主査
議 題 （内 容）	1. 委員長・副委員長の選出 2. 会議の公開・非公開について 3. 会議録について 4. 一次審査について 5. 二次審査について
傍聴者数	－（非公開のため）
担当部署	（担当課名）教育部 社会教育課 （電 話）06-6902-7139（直通）

<事務局>

それでは、ただいまから門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会を開催いたします。

まず初めに、事務局より委員の皆様を紹介いたします。お手元の資料の1ページ、資料1、門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会委員名簿をご覧ください。

大阪国際大学、^{くぼゆかり}久保由加里准教授でございます。

大阪国際大学、^{はたやまあきひこ}畑山明彦様でございます。

門真市 企画財政部長、^{かわいとしかず}河合敏和でございます。

門真市教育委員会事務局 教育部長、^{みつながせいいち}満永誠一でございます。

門真市教育委員会事務局 教育部総括参事、^{てらにしてるゆき}寺西照之でございます。

なお、こちらにおりますのが、事務局職員です。よろしくお願いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず、門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会議事次第です。

次に、1 ページ、資料 1、門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会委員名簿です。

次に、2 ページ～5 ページ、資料 2、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則です。

次に、6 ページ～9 ページ、資料 3、審議会等の会議の公開に関する指針です。

次に、10 ページ～12 ページ、資料 4、門真市情報公開条例（抜粋）です。

次に、13 ページ～34 ページ、資料 5、門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定審査実施要項です。

次に、35 ページ～37 ページ、資料 6、門真市中学生海外派遣研修業務委託仕様書です。

最後に、38 ページ～39 ページ、資料 7、門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者評価基準（一次審査）、（二次審査）（案）でございます。

落丁等がございましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか？

それでは、案件 1 「委員長、副委員長の選出」に入りたいと思います。

資料の 2 ページ、資料 2 をご覧ください。門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則第 4 条の規定では、委員長及び副委員長は互選により定めることとなっておりますことから、委員の皆様により互選していただきたく、存じます。皆様、いかがでしょうか。

<委員>

航空事業論を専門とされ、総合旅行業務取扱管理者の資格を持ち、海外研修の企画、監修、引率の経験のある久保委員を委員長に推薦します。また、副委員長には、長年、学校教育にたずさわりの、中学校の校長経験もある満永委員を推薦します。

<事務局>

ありがとうございます。ただいま、寺西委員から委員長に久保委員、副委員長に満永委員をとのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

<委員>

異議なし

<事務局>

ただいま、異議なしの声をいただきましたので、委員長は、久保委員に、副委員長は、満永委員にお願いしたいと思います。

久保委員、満永委員は、それぞれ委員長席、副委員長席へ移動をお願いします。

(移動完了後)

それでは、今後の議事運営を久保委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしく願いいたします。

<委員長>

案件2、本委託事業者選定委員会の公開・非公開について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

本市におきましては、資料の6ページ、資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当にそこなわれる恐れがあること、また、申請団体のアイデアなどが公開されることにより申請団体に不利益を及ぼす恐れがあることから、非公開とすることが適切と考えております。このことについて、ご検討をお願いい

たします。

<委員長>

ただいま、事務局から会議を非公開とすることが適当との提案がありましたが、いかがでしょうか。

<委員>

異議なし

<委員長>

それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開とします。続きまして、本委員会の会議録について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

本委員会の会議録につきましては、同じく、資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」、資料の7ページ、第8条第2項に基づき、教育委員会により候補者が決定された後、第1回と第2回の会議録を併せて公表します。また、会議録の作成につきましては、資料の10ページ～12ページ、資料4「門真市情報公開条例（抜粋）」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮したうえ、全文筆記で作成したいと存じます。

<委員長>

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。

<委員>

異議なし

<委員長>

それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公表は事務局案のとおり行います。

つぎに、案件3、門真市中学生海外派遣研修委託事業者の一次審査について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

一次審査のご説明の前に、昨年夏に行いました第7回門真市中学生海外派遣研修のご報告をさせていただきます。

平成30年7月28日（土）から8月6日（月）までの10日間、引率職員2名、添乗員1名が同行し、これまで同様オーストラリア、アデレードで研修を行いました。研修先は、チャールズ・キャンベル・カレッジで、学校生活体験プログラムを中心に、課外活動、市内見学などを行いました。ホームステイ先は、1ホストファミリーに1名の研修生がステイする形を取り、学校では、バディと呼ばれる学生についてもらい、一緒に授業を受けました。

また、現地の小学校にも出向き、日本の伝統的な遊びを伝える等の交流も行いました。課外学習では、ゴージ野生動物保護区や南オーストラリア州立博物館を見学し、フェアウェルパーティーでは、研修生によるプレゼンテーションを行いました。

帰りのシンガポールでのトランジットでは、異文化学習を目的にシンガポールの文化研究施設を見学しました。

添乗員には、生徒の心身のケアも含め、渡航・帰国及び研修生の引率・世話・調整を行っていただきました。

次に、一次審査についてご説明申し上げます。平成30年11月30日より門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者の募集を行いました。質問はなく、平成31年1月23日まで受け付けを行い、4者の応募がございました。その内1者については、受付期間に提出書類全てが揃わなかった為、20ページ 資料5 実施要項 20 の失格条項(1)「定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しない場合」に該当し、プロポーザル提案は無効となります。

よって、一次審査の対象者は、3者となります。3者の資料につきましては、事前に委員全員にお渡ししております。

次に、選定の方法についてご説明いたします。

受託候補者の選定につきましては、審査の公平性、透明性を高めるため選定委員会を設置

し、書類審査による一次審査、プレゼンテーション審査による二次審査で候補者を選定します。審査は、総合得点制とします。応募事業者が3者であるため、一次審査と二次審査の総合得点により、審査します。審査結果は、候補者及び次点者は実名とし、それ以外は名前を伏せた形で、申請団体全者の得点をホームページに公表いたします。

本日は、一次審査としまして、提出された申請書類に対して審査を行っていただきますようお願いいたします。

次に、審査の基準についてご説明します。資料の38ページ資料7「門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者評価基準（一次審査）」をご覧ください。

「会社概要業務実績」が10点、「基本的な考え方」が5点、「支援内容」が10点、「海外派遣研修」が40点、「危機管理体制」が30点、価格点が5点、合計100点満点としております。委員の皆さまの総合点を委員数で割った点を応募者の得点にしたいと考えております。

評価項目1、会社概要業務実績の内、①～③については、その中で最も低い評価に対して、配点比率を掛けたものを評価点とし、その他の項目につきましては、各評価基準に基づき、評価点をご記入いただきます。

また、評価項目1、会社概要業務実績と評価項目6、価格点につきましては、事前に算出することができますので、事務局で算出いたします。

委員の皆様には、評価項目2、基本的な考え方から評価項目5、危機管理体制までの計85点の評価点のご記入をお願いいたします。

以上の事務局案について、ご検討をよろしく申し上げます。以上で、選定方法、審査基準の説明を終わります。

<委員長>

ただいま、選定方法、審査基準の説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは、事務局が提案した評価基準表に基づいて審査を行うこととしてよろしいでしょ

うか。

<副委員長>

異議なし

<委員長>

それでは、書類審査に移りたいと思います。書類審査の方法について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

書類審査の方法についてご説明の前に、審査用紙を配付いたします。(審査用紙配付)

お手元の審査用紙をご覧ください。評価項目2から5につきましては、各評価基準に基づき、下の得点記入欄にご記入ください。

評価項目1、会社概要業務実績と評価項目6、価格点につきましては、事務局で算出いたします。

審査時間は1時間程度を目途にさせていただきますが、それより早い時間で審査を終わられても結構です。審査が終わりましたら、事務局が回収し、集計いたします。すべて集計が終わりしだい、結果をご報告いたします。

以上で説明を終わります。

<委員長>

ありがとうございました。一次審査の記入方法について、何か事務局にご意見、ご質問はございませんか。また、評価項目1と6の算出については、事務局にて計算していただくことでよろしいでしょうか。

<委員>

異議なし

<事務局>

それでは、委員の皆さまには評価項目2から5まで審査をお願いいたします。委員の皆さま

まが付けていただいた総得点を委員数で割った得点と事務局で算出した評価項目 1 と 6 の得点を加算してその応募者の得点といたします。

また審査中の質疑応答も可能ですので、お願いいたします。

(一次審査)

<委員長>

集計が終わったようですので、事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは、一次審査結果をご報告いたします。

第一位、株式会社アークスリーインターナショナル 78.9 点。

第二位 株式会社近畿日本ツーリスト関西 71.7 点。

第三位 A 社 48.2 点。

以上となります。

<委員長>

ありがとうございます。

一次審査の結果につきまして、なにか皆様からご意見、ご感想ございますか。

<委員>

妥当な線なのかなと思うところですが、事業者③を採点する時にちょっと企画書が薄かったので、点数をつけるのが難しかったです。

<委員>

できなかったですね。

<委員>

そうですね。それに近いですね。保護者説明会の内容、事前研修の内容も非常にアバウトに書かれていたので、その辺がなかなか難しかったなという感じはしましたね。そういう感想を持ちました。

<委員長>

ありがとうございました。これを踏まえまして、一次審査の結果につきまして、委託事業者選定委員会では、二次審査に進めるにあたりまして、ちょっと考えが色々あるかと存じます。ひとつ、事業者③はかなり下がっておりますので、第一位と第二位のみを進めるという考え方もあれば、事業者②はかなりの不備があり、昨年のごともございまして、まったく同じ方が応募してきているという状態でもあります。

それも踏まえまして、事業者②は企画する内容とはどういうことだ、ということ聞いてみるという考え方もあれば、もうまな板の上には乗らないでしょうという考え方もあるかなと思います。委員の皆様にご審議いただいて、3者呼ぶのかどうか、お聞かせいただければと思います。

<委員>

要項には、何点いかなければ、とか、何位以降は審査落ちという決まりはなかったですね。

<事務局>

ないです。1者だった場合を想定して、その1者の総合得点が6割を満たない場合は不採用という決まりはあるんですが、一次審査で何点以下は二次に進めないなど、そこまでは定めていないです。

<委員>

特に事業者③は二次審査で全く違うような素晴らしいことも言うような可能性も、二次審査にかけているのかなって思えば、聞いてみたい気もしますし、事業者②も去年遅刻で来れなかったリベンジを果たしたいという気持ちもあるだろうし、それもまた聞いてみたいと思いますし。個人的には、3者とも二次審査に進んでいただきたいと思います。

<委員長>

皆さんはどう思いますか。

<委員>

今、委員長からそのような提案があったわけですが、畑山委員の言う通り、ルールブック上どうなっているのかっていうのがあって、そもそも今言っている書類の不備やからどうか、得点がどれくらいに満たないのかとか、最初の応募の実施内容から定めてなければ、この要領に従って、いかなければいけないと思います。ここで点数が良いとか悪いとか私情を挟むのは良くないかなと思います。初めに書類の不備という部分をおっしゃられていたと思いますが、それをどう扱うかというほうが大きい気がしますけど、それも要項に書いてないのであれば、事務局の方がどう思うかっていうのもあると思います。ここで決めないといけないと書いているなら決めないといけないでしょうし、書いてなければ、従うべきかなと思います。

<委員長>

今、貴重なご意見をもらいましたが、事務局としてどう思っていますか。

<事務局>

要項に何点に達していないと一次を通過できない等の記載もないので、要項通りに3者とも一次は通過とし、最終、一次審査と二次審査の総合得点で、判断するというのが、河合委員がおっしゃったように良いと思います。

<委員>

書類の不備につきましては、事業者③もぎりぎりに出してきたっていうこともあり、事業者②もぎりぎりこれも不備にはならないかなと思いますし。

<委員長>

ありがとうございます。

それでは、委託事業者選定委員会としましては、

一位、株式会社アーク・スリー・インターナショナル

二位、株式会社近畿日本ツーリスト関西

三位、A社

この3者を二次審査の対象としてよろしいでしょうか。

<委員>

異議なし。

<委員長>

それでは、続きまして二次審査の評価基準について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

二次審査の評価基準についてご説明いたします。

二次審査は、一次審査通過者のプレゼンテーション審査を平成31年2月14日（木曜日）に実施するものです。1者20分以内のプレゼンテーションとし、20分間の質疑応答時間を設けることとします。

続きまして、資料の39ページ、二次審査評価基準（案）をご覧ください。二次審査の配点は、100点満点とし、その内訳として、委託業務への理解と企画力で20点、研修についての取り組み姿勢で40点、危機管理体制で40点と考えております。14～16ページ、資料5、門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定審査実施要項8、受託候補者の選定方法（4）評価項目の第二次審査という部分をご覧ください。

企画力では「目的を理解し、効果のある企画となっているか」、取組姿勢では、「目的や仕様書を踏まえた研修内容が組み立てられているか」、連絡体制では「国内・現地でのサポート体制について」と「さまざまな緊急時に連絡体制やその対応が的確にかつ具体的に示されているか」として記載しております。

本日は、二次審査にあたり、案として示している評価基準の内容等について、検討及び決定をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

<委員長>

二次審査評価基準をこの通りとしてよろしいでしょうか。また、頂きましたご意見を参考

に二次審査にて質疑応答をすることでよろしいでしょうか。

<委員>

(異議なし)

<委員長>

ありがとうございます。事務局は、二次審査の準備をよろしく申し上げます。

最後に事務局から今後の予定について連絡をお願いします。

<事務局>

今後の日程をご連絡いたします。二次審査は、平成 31 年 2 月 14 日（木曜日）14 時よりこちら市役所本館 2 階大会議室にて開催いたします。

<委員長>

それでは、これで門真市海外派遣研修事業委託事業者選定委員会一次審査を終了します。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。今後とも、よろしくお願いいたします。